

宇和島商工会議所再雇用職員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、宇和島商工会議所就業規則第14条第2項に基づき、定年後の再雇用に関する必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における、「再雇用職員」とは、就業規則第14条により定年退職後も継続して雇用された者をいう。

第2章 人事

(対象者の基準)

第3条 継続雇用制度における選定基準等に関する労使協定を準用する。

(契約期間)

第4条 継続雇用制度における選定基準等に関する労使協定を準用する。

(契約の中途解約)

第5条 就業規則第14条（定年、退職、解雇）第5項を準用する。

(役職)

第6条 定年前の役職は、再雇用後において継承しないものとする。但し、会頭が特に認めるときを除く。

(職種及び職務内容)

第7条 再雇用後の職種及び職務内容は、本人の希望、知識、技能、経験、適性、会議所への貢献度を総合的に勘案し、再雇用の契約時に決定するものとする。更新時においても同様とする。

第3章 給与等

(賃金)

第8条 賃金は、俸給、役付手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。各手当については、本規程に定めるほか、諸手当を定める就業規則を準用する。

(俸給)

第9条 俸給は、退職時の俸給に、これまでの経験や勤務状況、会議所の財政状況等を勘案し会頭が定める。

(期末手当及び勤勉手当)

第10条 期末手当及び勤勉手当の支給率は、愛媛県が定める小規模事業経営支援事業費補助金の運用に準用する。

(退職手当)

第11条 退職手当は支給しない。

第4章 その他

(人事評価)

第12条 再雇用職員の人事評価は、定年前と同様に実施し、翌年以降、引き続き継続して雇用する場合において、活用するものとする。

(服務等)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、宇和島商工会議所就業規則を準用する。

2 再雇用職員の服務に関する事項は、労働基準法、その他の法令の定めによる。

(細則)

第14条 この規程に定めのない事項については、正副会頭の協議によって之を決定する。

附則

1 この規程は平成31年2月4日より施行するものとし、平成31年4月1日から適用する